

I 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和２年度～令和６年度）」 の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

宮城県においては、平成２７年に策定した「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）」に基づき、健やかな子どもの成長を支援するため、子育て家庭への経済的支援や教育・保育の受け皿確保などの取組を総合的かつ計画的に推進してきました。地域の子育てニーズに応じた取組は少しずつ広まってきていますが、依然として少子化は進行しており、保育所等入所待機児童も解消には至っておらず、いじめ・不登校は引き続き深刻な状況であり、児童虐待は増加傾向にあるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しい状況にあります。

さらに、平成２３年に発生した東日本大震災から１２年が経過した現在においても、その影響により心に傷を負い、学校や家庭において困難を抱えながら生活している子どもたちがいます。また、その家庭も同様に、震災前とは異なる住環境や経済状況の中で、不安やストレスを抱えながら子育てをしています。

平成２７年４月に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行され、量と質の両面から社会全体で子育てを支える仕組みが整備されました。令和元年１０月からは少子化対策につながる新たな制度「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、子育て支援施策が拡充されてきました。

また、平成２７年１０月に施行された「みやぎ子ども・子育て県民条例」においては、子どもは一人の人としての権利が尊重されるという基本理念の下、子どもに関わる保護者、県民、地域社会の役割が定められ、県の責務として、「子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、実施するもの」、「国、市町村、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策を推進するもの」と定められました。

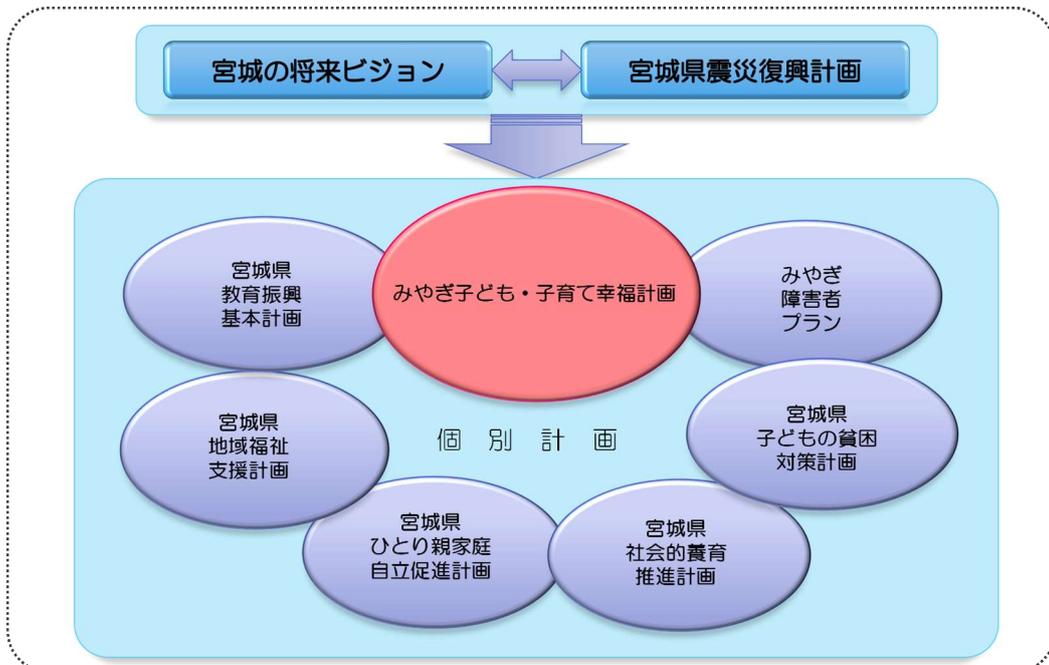
これらのことから、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、第Ⅰ期計画を基本に、みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策を盛り込んだ「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和２年度～令和６年度）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、子ども・子育て支援に係る次の法律及び条例に基づく計画としての性格を併せ持つものです。

- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に基づき宮城県が策定する「地域行動計画」
- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づき、宮城県が策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ みやぎ子ども・子育て県民条例（平成27年宮城県条例第67号）第24条に基づき、知事が定める「子ども・子育てに関する基本的な計画」

また、県政運営の基本的指針である「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの復興の道筋を示した計画である「宮城県震災復興計画」を上位計画とした個別計画のひとつとなっています。



3 計画の期間

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、5年を一期として策定するものとされており、令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。

4 計画の推進体制及び進行管理

子ども・子育て支援対策は、児童福祉、母子保健、雇用、教育、住宅などの各分野にまたがるものであり、部局横断的な取組が必要となります。

このため、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の推進に当たっては、平成19年1月に設置した知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において、庁内の連携体制をより強化し、総合的に取り組んでいきます。

進行管理に当たっては、「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」や「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」、「宮城県子ども・子育て会議」において、進捗状況等に関する評価や検証を行い、その結果等については、次世代育成支援対策推進法第9条第6項及びみやぎ子ども・子育て県民条例第25条に基づき、毎年度公表します。

5 市町村等との連携・協働

県は、市町村が実施する子ども・子育て支援施策を支援するほか、国、市町村、県民、事業者等と緊密に連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進していきます。

6 令和4年度中間見直し

令和4年3月に改正された「みやぎ子ども・子育て県民条例」に基づき、令和5年度及び令和6年度を対象に、教育機会の確保に関する取組や、子ども・子育て支援に関する理解を深めるための広報などについて、計画の見直しを行いました。

なお、本計画の基本は理念達成のため6つの視点に立ってアプローチを行っていくこととしておりますが、次期計画（令和7年度～令和11年度）の策定においては、現在、国で検討している「ウェルビーイング」の視点や、令和5年4月に設置されるこども家庭庁及びこども基本法に基づくこども大綱等について、国の検討状況や動向を踏まえながら検討していきます。

Ⅱ 計画の基本理念等について

子どもたちは、一人一人がかげがえのない存在です。

子どもたちは、自ら成長する力と未来への夢を持っています。

そして、保護者は子どもの育つ姿を見て、明日への希望を与えられ共に成長するものであります。

子どもたちは、家族の希望であり、今を生き、未来を担う大切な社会の宝です。

誰もが安心して子どもを生み育て、すべての子どもが家庭や地域の愛情に包まれ、一人の人として尊重される中で、自らの能力や可能性を最大限に発揮しながら、心身ともに健やかに成長することは、私たち県民すべての願いです。

近年、子どもや子育てを取り巻く社会環境は、多様化・複雑化しています。そのことによって、子どもを生むこと、育てることに対する不安や負担が増大し、家庭や地域における子育て力も低下しています。また、東日本大震災の影響により、未だに多くの子どもやその家族が心に問題を抱えています。

このようなことから、宮城の子どもたちが健やかに育っていけるように、保護者が喜びを実感しながら子育てできるように、そして、次代を担う若者が結婚・出産・子育ての希望を持つことができるように、子どもやその家族、若者を社会全体で切れ目なく支えていくことが必要です。

そして、すべての子ども、すべての保護者が幸せになることを目標に取り組んでいくことが本県の使命であります。

このような認識の下、計画の基本理念を次のように設定します。

基本理念

誰もが安心して子どもを生み育て、すべての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。

6つの視点

県は、理念達成のために、次のような視点に立ってアプローチを行っていきます。

視点1 — すべての子どもの幸せの視点 —

すべての子どもの生命や人権が尊重され、健やかに成長していくことができるよう、一人一人の子どもが生まれ育った環境に配慮し、当事者である子どもの権利擁護を念頭に、子どもにとっての幸せを最優先して、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

視点2 — すべての保護者への応援の視点 —

すべての保護者が、希望を持って子育てができるよう、出産・子育てに対する個別のニーズや子どもの成長に応じた切れ目のない支援を受けることができる環境の整備に努め、また、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下、等しく社会が支えるという点にも配慮して、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

視点3 — 仕事と生活の調和実現の視点 —

働き方の見直しを進め、雇用環境の整備を支援し、保護者が子育てしていても安心して仕事ができる社会の実現を目指します。そして、男女が協力して子育てをすることができるよう、自治体、企業及び働く者による共通理解を図り、仕事と生活の調和実現の視点から、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

視点4 — 地域全体での子ども・子育て応援の視点 —

国・地方公共団体はもとより、家庭・企業・教育機関・児童福祉施設・関係団体等が各々の役割を果たすとともに、連携しながら地域全体で子育てを支援する環境の整備に努め、多様な家族形態があることに配慮しつつ、すべての子どもとその家族、若者を地域全体で切れ目なく支えながら、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

視点5 — 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点 —

結婚、妊娠、出産及び子育てには、人それぞれ様々な希望があることから、個人の価値観を尊重し、一人一人の希望がかなえられるよう最大限配慮しながら、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

視点6 — 東日本大震災の影響を受けた子ども・保護者への心のケアの視点 —

震災の影響により心に問題を抱えた子どもやその家族に対し、国・県・市町村・関係機関等が連携しながら、長期的かつきめ細かい支援の充実を図り、震災の影響を受けた子どもが希望する進路選択を実現できるよう、子ども・子育て支援施策を推進していきます。